

本心得は、生徒会執行部と生活指導部の先生との協議で作成されており、生徒が主体となっている。
また本心得は、社会や学校を取り巻く状況や環境の変化、生徒からの意見などを考慮して随時見直しを行う。

私たちは、学校内外において、常に本校生徒としての品位を保ち、自己の向上を目指すともに、

互いに協力して学校における社会生活を有意義なものとし、良き校風の樹立に努める。

また、互いに認め合い、高め合う学校生活を心がける。

1. 生活校時について

・生徒は、生徒玄関を利用し、職員玄関を利用しない。

(1) 登校時刻

・授業がある日は、8時00分～8時25分に登校する。

(2) 朝の始業

・8時25分までに校内に入り、8時30分には自分の席に座る。

それまでに学習道具を机の中に入れ、カバンを教室後ろの個人ロッカーに入れる。

(3) 10分休み

・10分休みの時間は次の授業の準備や、トイレ、教室移動や体育の更衣をするための時間であり、授業始まりのチャイムが鳴り始めるまでに着席する。(ベル着)

(4) 昼休み

・昼休みは20分間とし、グラウンドで遊ぶことや図書室(開館日)を利用することができる。

5時間目5分前の予鈴が鳴ったら校舎内に戻り、授業の準備をする。

(5) 下記の最終下校時刻を守る

- ・ 4月1日～ 9月30日 ……6時00分
- ・ 10月1日～ 10月31日 } ……5時30分
- ・ 2月1日～ 3月31日 } ……5時30分
- ・ 11月1日～ 1月31日 ……5時00分

2. 身だしなみ

・化粧やピアスなどの装飾、また染髪やパーマなどはしない。

・整髪料は、身だしなみを整える目的で使用できる。ただし、無香料のものに限る。

また、家庭で使用し、学校には持ってこない。

・長い髪は、必要に応じて黒・紺・茶色のゴム・ヘアピンで留める。

※編み込みや巻き髪などのヘアアレンジはしない。また、頭頂部で結んだり団子結びをしない。

3. 服装について

・夏服や冬服などへの衣替えを設定していないため、体調や気候を考えて自ら決める。

・次の(1)～(6)を守る。

(1) ブレザー・シャツ

・学校指定のブレザー・シャツ・ブラウス・ポロシャツを着用する。

・ブレザーを着用する時はボタンを留める。

・長袖シャツや長袖のブラウスは第一ボタンを留め、第一ボタンが見えないようにネクタイやリボンをつける。ポロシャツの第一ボタンは開けてもよい。

・シャツの裾はズボンやスカートに入れる。

(2) 防寒

・セーターやベストは、Vネック型で黒か紺の無地のものを、裾や袖がブレザーの外に出ないように着用する。カーディガンは着用しない。

・セーターやベストで登下校しない。

・校舎内はセーターやベストで生活してもよいが、名札を付け替えることを忘れない。

・登下校中に、部活動指定のウィンドブレーカーや華美でない上着を、防寒着としてブレザーの上から着用できる。

・マフラーや手袋、ネックウォーマーなどの防寒具は、登下校時に着用できる。

・タイツやレギンスは黒を、ストッキングは肌の色に近いものを着用する。

・ひざ掛けは、授業中に使用できる。

(3) 靴・靴下

・運動靴は体育の授業が受けやすいものを履く。

・靴下は、白・黒・紺・グレーで無地のものを着用する。

(4) カバン

・制カバンは学校指定のものを使用し、必ず記名する。

・カバンにキーホルダーやシールをつけたり落書きしたりしない。お守りはカバンの中に入れる。

(5) 名札

・朝の会から終わりの会まで付ける。

(6) その他

・スカートは、ひざ丈を標準とし、ウエスト部分で折ったり裾を切ったりしない。

・ズボンはウエストでベルトをしめ、ベルトは、黒か茶で、かざりの無いものを使用する。

・シャツやブラウス、ポロシャツの中に着るものは、無地かワンポイントのもので、華美でないものを着用する。

・冷房使用時は、体調に合わせて長袖体操服を着用できる。

4. 登下校の安全について

(1) 通学路

- ・学校で決められた通学路を守る。
 - ・歩道上を歩き、横断歩道を渡るなど、^{こうつうきそく}交通規則を守る。
- ※歩道がせまい場所や、歩道が定められていない場所では片側に寄り、1列か2列で歩き、安全に気を付けて通学する。

(2) 自転車通学の禁止

- ・自転車通学をしない。

(3) 服装

- ・登下校するときは、再登校する時も含めて、制服を着用する。
- ・部活動の放課後練習後は、体操服や部活着で下校できる。
- ・土、日、祝日や長期休業中の部活動には、制服か各部活動で決められた服装（体操服やユニフォーム類などの活動着）で登下校する。

5. 校内生活について

(1) 授業

- ・授業中に教科書や準備物をロッカーに取りに行ったり、勝手に立ち歩いたりしない。
- ・集中して前向きに取り組む。

(2) 職員室

- ・生徒は職員室には出入りしない。
- ・用件があるときは、入り口で学年・クラス・（または部活動）名前・用件を先生に伝える。
- ・用件が済めば速やかに退室し、用件が無い時は職員室への来室を控える。

(3) 保健室

- ・けがや体調が悪い場合は、原則として保健体育委員に付きそってもらって来室する。
- ※休み時間に来室する時は、クラスメイトに授業に来る先生へ必ず伝えてもらう。
- ・用件のない人は入室しない。
 - ・授業途中で保健室から教室の授業に戻る時は、先生から保健室来室カードを必ずもらう。

(4) 持ち物

- ・学習に関係ないものや貴重品（携帯電話、スマートフォン、時計、電子辞書、ゲーム類、マンガ、お菓子類など）は持ってこない。万が一持ってきた場合は、先生に事情を伝え預かってもらう。
- ※理由なく持ってきた場合は、先生が預かり、保護者に取りに来てもらう。
- ・学校で必要のないお金を持ってこない。必要がある場合は、学年の先生や部活動の顧問の先生に理由を伝え登校後すぐに預ける。

6. 欠席・遅刻などの届け出について

(1) 欠席・遅刻・早退の届け出

- ・欠席、遅刻、早退の届け出は、保護者が電話またはミマモルメで行う。
- ・早退したときは、無事に帰宅したことをすぐに学校に電話連絡する。

(2) やむを得ず規定以外の服装をするとき

- ・保護者が事前に学校に連絡し、学校長の許可を事前に得る。

(3) 学生割引証の発行

- ・担任に申し出て、「生徒旅客運賃割引証交付願」と書かれた^{しんせいしよ}申請書^{ひつようじこう}をもらい、必要事項を記入して保護者に^{なづいん}捺印してもらったものを担任に提出する。担任が日程を見て確認し捺印し事務に申請し、その後発行されたものを担任から受け取る。

7. 気象警報発令時の対応

- ・登校時間帯の宝塚市に気象警報（暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪）が発令されたときは、登校せず自宅待機する。
- ※午前9時までに警報が解除されたときは、学習の用意をして安全に気をつけて登校する。

8. その他

- ・自宅待機や休校などの情報は宝塚中学校のホームページで確認でき、下記アドレスか、右のバーコードまたは「宝塚中学校 HP」で検索し「宝塚市立宝塚中学校-教育総合センター」のホームページを見ることが出来る。行事の写真や予定などもチェックできる。
- ・宝塚市立宝塚中学校のホームページ
https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/school/j_takara/index.html

